

## 第22回 安来市農業委員会議事録

平成28年4月21日 午後2時00分 第22回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

1番 小林 智弘君	2番 安松 智君	3番 青藤 治道君	4番 大櫃 和則君
5番 板垣 裕志君	6番 藤原 明紀君	7番 秋間千枝子君	8番 増田 和夫君
9番 北川 正幸君	10番 伊藤 聡彦君	11番 山本 朝來君	12番 長谷川雅博君
13番 新田 里恵君	14番 根來 茂樹君	15番 永田 正満君	16番 塩見 秀雄君
17番 富田由美子君	18番 谷川 忠美君	19番 妹尾 茂君	20番 田邊チカ子君
21番 島田 毅君	22番 板金 悟君	23番 渡邊 克実君	24番 小川 聡君
25番 岩田 繁樹君	26番 佐々木吉茂君	27番 山崎 雅三君	28番 加藤 昭彦君
29番 宮本 重徳君	30番 福田 渉君	31番 岡田 一夫君	32番 吉村 正君
33番 小藤 昇君	34番 渡邊 憲治君	35番 齋藤 哲君	36番 田中 通夫君
37番 渡辺 和則君			

### 2. 欠席委員

なし

### 3. 出席事務局

竹内 章二君 細田 正樹君 兒玉 尚子君

### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 4月21日 1日
日程第 3	報第100号 農地法第18条の規定による通知について
日程第 4	議第 82号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第 83号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	報第101号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	議第 84号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
日程第 8	議第 85号 平成28年度安来市農業委員会の活動計画(案)について
日程第 9	議第 86号 農用地利用集積計画の決定について
日程第10	議第 87号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について
日程第11	報第102号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第12	報第103号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について
日程第13	報第104号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について

### 5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第22回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。  
それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表・全員協議会資料であります。ご確認をお願いします。

初めに、田中会長のあいさつをお願いいたします。

議長：田中 通夫君

【挨拶】

議長：田中 通夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第21条第3項に基づき定足数に達しましたので、第22回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：田中 通夫君

欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君

ありません。

議長：田中 通夫君

日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により7番 秋間委員、8番 増田委員を指名いたします。

議長：田中 通夫君

日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：田中 通夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：田中 通夫君

日程第3 報第100号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

2ページをご覧ください。報第100号 農地法第18条の規定による通知について 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については2件で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。

以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第4 議第82号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

4ページをご覧ください。議第82号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法施行規則第10条の規定による申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて5ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、6件で 所有権移転 に関する案件です。現地調査の確認につきましては、後ほどそれぞれの地元委員から報告していただきます。

1番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は自宅から400m、必要な農機具は田植機、トラクターをそれぞれ1台、また、労働力は本人、父、母、子の4人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、20万円です。

2番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は自宅から徒歩2分、必要な農機具はトラクター、コンバイン、乾燥機、田植機、運搬車 をそれぞれ1台所有しています。また、労働力は本人と妻、父、母の4人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、198,000円です。

3番・4番は、譲受人が同じですので、あわせて説明します。3番、4番は新規就農による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は自宅から車で15分です。必要な農機具は、トラクター、管理機、農機具をそれぞれ1台、リースします。また、労働力は本人、1人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、3番が822,360円です。4番が 779,640円です。

5番、6番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は自宅から車で5分です。必要な農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラ、噴霧機をそれぞれ1台、所有しています。また、労働力は本人と妻、長男、長男の妻の4人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、5番の223番が822,093円です。6番の362番が804,204円です。363番が804,738円です。以上です。

議 長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。地元委員から現地の確認並びに説明をお願いしたいと思います。番号1の案件について3番 青藤委員お願いします。

3番 青藤 治道君

3番 青藤です。番号1の案件について説明をします。まず、申請場所の説明をします。ローソン田頼店前の県道広瀬荒島線と大型農道との交差点から西に約700m行き津田平町集落に通じる市道を右折します。その地点から約150m行き、津田平町の水田地帯の中央を東西に走る市道に左折進入し、その道路を約500m行った道路沿いに位置している場所が申請地です。譲受人は現在8,282.61㎡を3人の家族で意欲的に耕作しています。申請土地は譲受人が耕作している農地と隣接しており、周辺農地への影響はないと考えます。各委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長：田中 通夫君

番号2の案件について32番 吉村委員お願いします。

32番 吉村 正君

32番 吉村です。番号2の案件について説明をします。申請場所ですが、広瀬町菅原地内の菅原交流センターから南側の2番目の田んぼです。譲渡人は県外に居住しており、この度離農し、資産を全て処分したいということで、従来より受託管理をしていました譲受人に正式譲渡することとなりました。譲受人は地域

の中で、リーダー的な存在であり、約7,000㎡の農地を意欲的に耕作しています。申請土地は譲受人の耕作している農地と隣接しており、周辺農地への影響はないと考えます。各委員の皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長：田中 通夫君

番号3から6の案件について30番 福田委員お願ひします。

30番 福田 渉君

30番 福田です。番号3から6については中海干拓地（安来地区）の案件です。番号3と4の案件は譲受人が同じですので一括して説明をします。番号3の申請場所ですが、国道9号線より道の駅を経て干拓地の幹線道路を約800m行ったふれあい公園から左側の2番目の土地です。番号4の案件の申請場所は、国道9号線から島田小学校を通過して約1km行った右側の2番目の土地です。譲受人は新規就農者ですが、10年程前から親戚の農作業を手伝っており、農業に対して意欲的であります。また、営農計画書等確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えます。続いて番号5と6の案件についても、譲受人が同じですので一括して説明をします。番号5の案件の申請場所は番号3の申請場所のふれあい公園側の隣の土地で、番号6の案件の申請場所は番号4の案件の申請場所の隣の2筆の土地です。譲受人は16,120㎡の農地を意欲的に耕作しており、周辺農地への影響はないと考えます。各委員の皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長：田中 通夫君

それぞれ、地元委員さんからの説明が終わりました。

番号3と番号4の案件については中海干拓地での新規就農者の案件になりますので、担い手対策委員会と中海干拓対策委員会の協議報告を求めます。

29番 宮本 重徳君

29番 宮本です。4月18日に中海干拓対策委員会と担い手対策委員会を合同で開催しましたので協議内容を報告します。譲受人は、10年程前から祖父の農作業の手伝いをしています。今回作付けする作物ですが、ほうれん草が19.8a、小松菜が39.6aの合計59.4aです。農機具は親戚から中古品を購入する予定です。収穫物の販売方法は、グリーンセンターや市場へ集荷するとのことです。新規就農ではありますが、父や親戚が農作業の手伝いができるということで今回申請されたものであります。本人は農業に対して熱い意欲を持って頑張るとのことですので、中海干拓対策委員会及び担い手対策委員会の中では異議がありませんでしたので報告させていただきます。各委員の皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長：田中 通夫君

担い手対策委員会の宮本委員長から報告が終わりました。

それでは只今から番号1の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、番号2の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、番号3の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、番号4の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、番号5の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、番号6の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第5 議第83号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

6ページをご覧ください。議第83号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記のことについて農地施行規則第48条の規定により申請書の提出がありましたので、審議をを求めるものです。

続いて、7ページに申請内容、8ページに申請位置図を付けていますのであわせてご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は、1件で 所有権移転 に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地と判断します。転用目的は、分家住宅で、権利の設定は所有権移転です。

転用目的は、分家住宅で、権利の設定は所有権移転です。申請者は、妻と子供、3人家族で、現在 出雲市に居住していますが、両親が高齢となり安来に帰り住みたいと考えています。しかし、実家は、両親と弟が住んでおり、家族が生活するには、狭く同居が困難な状況で、これから家族が増えることをも考え、新たに家を建てることとしました。安来では実家と同じ町内での付き合いを考えており、適地を探していましたが、自己所有地もなく困っていました。そこで、実家と隣接しており、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、住宅を新築する計画をしました。よって、当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、無償です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。

番号1の案件については15番 永田委員お願いします。

15番 永田 正満君

15番 永田です。申請場所の説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。この位置図の中にはありませんが、下の方が国道9号線側となります。国道9号線赤江大橋を安来から荒島方面に進み、約800m行ったところに交差点があり、北へ向かって約600メートル行ったところに出来須という看板があります。そこを左に行った出来須集落に申請場所があります。以上です。

議長：田中 通夫君

次に現地調査1班の調査報告を16番 塩見委員お願いします。

16番 塩見 秀雄君

16番 塩見です。今月の調査班は1班で、昨日午後1時30分より妹尾班長、山本委員、加藤委員、田中会長、渡辺会長代理、私の6名と事務局より竹内事務局長、細田主査で現地を確認しました。申請者は現在出雲市に勤務しており、家族3人で生活しています。両親が高齢となり、現在両親と弟が住む実家に同居したいと考えましたが、今後家族が増えることもあることから同居は困難と考え、分家住宅を建設したいということでありました。申請場所は安来市赤江町644番7で地目は田で面積は164㎡です。ここに、駐車スペースとして車2台分と住宅建設敷地と進入路を設けるという計画です。宅地造成ですが、北側と東側はL型擁壁、南側はブロックを積み、現在ある宅地の高さまで約60cmの盛土をして整地します。雨水は既設の水路に流し、汚水は合併浄化槽で処理し、既設の水路に流すということです。隣接農地、取水排水の同意書、開発行為の許可申請等関係書類が添付されています。調査班としましては、許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしくをお願いします。

議長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議長：田中 通夫君

ないようですので、只今から番号1の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

6番 藤原 明紀君

議長。

議長：田中 通夫君

6番 藤原委員。

6番 藤原 明紀君

6番 藤原です。位置図では進入路がありませんが、どこになりますか。

16番 塩見 秀雄君

16番 塩見です。現在、両親が生活している母屋の敷地の一部を進入路としています。

議長：田中 通夫君

他に質疑はありませんか。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第6 報第101号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

9ページをご覧ください。報第101号 農地法第5条の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。続いて10ページに届出の案件内容、11ページから13ページに届出位置図を掲載しておりますので、併せてご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、5件です。現地調査の確認につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、転用目的は、一般住宅宅地用地で、権利の設定は所有権移転です。また、この農地の対価は、本人の希望で公表されていません。

2番は、転用目的は、長屋住宅で、権利の設定は所有権移転です。また、この農地の対価は、本人の希望で公表されていません。

3番は、転用目的は、駐車場で、権利の設定は所有権移転です。また、この農地の対価は、本人の希望で公表されていません。

4番は、転用目的は、宅地分譲で、権利の設定は所有権移転です。また、この農地の対価は、本人の希望で公表されていません。

5番は、転用目的は、宅地分譲で、権利の設定は所有権移転です。また、この農地の対価は、本人の希望で公表されていません。以上です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。番号1から5の案件について、地元委員から申請場所の説明を求めます。14番根来委員をお願いします。

14番 根来 茂樹君

14番 根来です。番号1の案件の場所について説明します。11ページをご覧ください。主要地方道安来木次線と県道安来インター線との交差点から南側広瀬方面に約70m行った左側が届出場所です。

続いて、説明の都合上番号4及び5の案件から説明をさせていただきます。13ページをご覧ください。安来第一中学校の隣に前飯島集会所があります。位置図にはありませんが、前飯島集会所の東側に9m幅の道路が新設されています。その道路を北に進みクランク状になっている突き当りのところが申請場所です。

また、12ページになりますが、番号4の案件の申請場所から道路を隔てた北側が番号2及び3の案件の申請場所です。位置図にはありませんが、隣接地には安来市消防本部の建物があります。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第7 議第84号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、日程第8 議第85号 平成28年度安来市農業委員会の活動計画（案）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

14ページをご覧ください。議第84号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について 上記のことについて、これについて審議を求めるものです。15ページから22ページにかけて審議をしていただく内容を載せています。

続いて23ページをご覧ください。議第85号 平成28年度安来市農業委員会の活動計画（案）について上記のことについて、平成28年度安来市農業委員会の活動計画（案）の審議を求めるものです。24ページから26ページにかけて審議をしていただく内容を載せています。

この議第84・85号は、一括して説明をいたします。平成21年1月23日付けでありました「農業委員会の適正な事務実施について」（経営局長通知）に基づき、農業委員会の公平性、透明性の確保のために年度毎に目標を設定し、点検評価を行うものです。

本日の会議において、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の案として決定いただいた後は、現在の予定では5月2日から5月31日までの30日間、安来市のホームページで地域の農業者等からの意見等を募集する予定です。その後、地域の農業者等からの意見等を踏まえたうえで、改めて6月の会議において提案し、最終の審議を求める予定としている案件です。

また、平成28年度安来市農業委員会の活動計画（案）は平成28年度から新しい様式となり、地域農業者等への意見の聴取は定められていませんが、平成28年度の評価の時に「活動を通じて得られた意見」を記載することとなっています。また、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度安来市農業委員会の活動計画とも6月末にホームページで公表する予定です。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局より説明がありました議第84号、議第85号について、一括で質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

32番 吉村 正君

議長。

議長：田中 通夫君  
32番 吉村委員。

32番 吉村 正君

32番 吉村です。17ページにあります農業生産法人からの報告についてですが1法人が提出がないということで、引続き指導・督促を行っていくということですが、実態がわかれば教えていただきたいです。続いて、19ページの遊休農地に関する評価の中で目標に対する評価の案ですが、目標を下回り達成できなかったため、目標値について見直す必要があるということですが、目標値を下げればよいという訳ではなく、目標の考え方を記載すべきだと考えます。3点目ですが、20ページ及び21ページの促進等事務に関する評価の中でそれぞれ目標に対する評価の案ですが、これについても実績に対してどういう考え方でいくのか不明であり、2点目と同様目標の考え方を記載すべきだと考えます。4点目は、22ページの違反転用への適正な対応の課題の中で特に中産間地域等では、目が行き届かないことも想定されるためとありますが、誤解のあるような表現になっていますので、修正していただきたいと思います。

議長：田中 通夫君  
今、吉村委員からありましたが、事務局からありますでしょうか。

事務局：竹内 章二君  
ご指摘を受けた点につきましては、今一度中身を再吟味し、より適切な表現に修正したいと思います。

32番 吉村 正君  
よろしく願いいたします。

2番 安松 智君  
議長。

議長：田中 通夫君  
2番 安松委員。

2番 安松 智君  
2番 安松です。26ページの遊休農地に関する措置の平成28年度の目標ですが、遊休農地の解消面積に数字が入っていませんので、適切な数値を入れていただきたいと思います。

32番 吉村 正君  
議長。

議長：田中 通夫君  
32番 吉村委員。

32番 吉村 正君  
32番 吉村です。24ページの経営耕地面積及びのうち農地台帳面積は地区毎の面積が把握できますか。

事務局：細田 正樹君  
経営耕地面積は農林業センサスに基づいて記入していますが、これは、地区毎の面積が分かりません。

農地台帳面積については、地区毎に集計することができます。

32番 吉村 正君

実際の耕作面積が下限面積の算定基礎として分かるとよかったです。農地台帳面積の約3割が耕作されていないということが想定できますし、1農家あたり平均1ha未満ということになります。これが、安来市全体でありますので、平場と中山間地域となると相当な開きが出るということが想定できますので、より、実態にあった検討資料が出来るといいと思っています。

議長：田中 通夫君

それでは改めて質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですが、ご指摘を受けた点につきましては、事務局で修正したものをホームページで掲載するというごをお願いします。それでは、採決いたしたいと思いますがご異議がありますでしょうか。

【異議なしの声多数】

議長：田中 通夫君

ご異議なしと認めます。

それでは、議第84号について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、議第85号について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第9 議第86号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、37番 渡辺委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

27ページをご覧ください。議第86号 農用地利用集積に計画の決定について 上記のことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めます。30ページをご覧ください。計画要請につきましては、下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。

今月は、賃借権が100件で、87, 832㎡、使用貸借が13件で、10, 114㎡、全体で113件で、97, 946㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。

農林振興課：仙田 美浩君

農林振興課の仙田です。今月の利用集積計画案の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。また、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。ご審議のほどよろしくお願

します。

議 長：田中 通夫君

質疑に入ります。質問のある方はご発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、37番 渡辺委員の退席を解除します。

議 長：田中 通夫君

日程第10 議第87号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付あっせん申請書の提出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

40ページをご覧ください。議第87号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付あっせん申出書の提出について 上記のことについて、別紙のとおり申出書の提出があったので審議を求めるものです。41ページから44ページに渡りまして申出書の内容等を掲載しておりますのでご覧ください。今月の農地借入あっせん申出は1件です。詳細については、農林振興課の方から説明します。以上です。

農林振興課：仙田 美浩君

公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付事業要領第5条により貸付あっせん申出書の提出がありましたので、市を経由して農業委員会へ提出いたしました。あっせんの適格者の可否のご審議をよろしく願いいたします。

議 長：田中 通夫君

それでは、この案件につきましては、中海干拓対策委員会で会議を開催されております。会議の報告を根来委員長よろしくをお願いします。

14番 根来 茂樹君

14番 根来です。今回の中海干拓安来地区農地あっせん借受人適格者審査におきまして協議いたしましたことを報告いたします。委員会は4月11日午前9時30分より、委員会委員8名と事務局より竹内事務局長、細田主査出席のもと協議いたしました。先ず、借入希望14番から20番の7筆21,867㎡の農地は昨年度、前借受人が賃貸借を解約した24筆の内の農地であります。今回の申出者は昨年引続き借受けを希望された会社であり、その経営内容は大山の赤松地区にある水田・畑地を合わせて7ha規模の企業で7年前に設立したとはいえ、研究熱心に意欲的に栽培経営をされ、多目的生産をしながら近隣の直売所8店舗等を通じて確実な収入を得ています。また、同族会社として農産物加工販売を行う会社も併せ持ち、両者の収入をあわせると、2千万円以上となります。パート3名、時々シルバー人材を雇用しての3名役員体制としてはまずまずの収益企業と思われます。今回、当農地での営農計画は秋ジャガイモ・津田カブ栽培等を機械化により効率的に収穫し、大山での主力畑の温度格差による長期安定出荷を目指す計画となっています。昨年度は秋ジャガイモ栽培において干拓地のpHが高く、天候も悪く、出来も良くなかったと言いながらも、品種を変えて作り続けていきたいという前向きな生産意欲姿勢が見られ、委員会としましても重要審査項目の長期安定経営事業意欲の点を鑑み、当委員会全員一致で当農地あっせ

ん借受人としての適格企業であると判断いたしましたことを報告いたします。委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長：田中 通夫君

委員長報告がありました。質疑がありましたらご発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

それでは質疑がないようですので採決いたします。提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

日程第11 報第102号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

45ページをご覧ください。報第102号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出があったので報告するものです。46ページ から 47ページに今月の届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、3件です。以上です。

議 長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：田中 通夫君

日程第12 報第103号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

48ページをご覧ください。報第103号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。49ページをご覧ください。今月の届出は1件で、携帯電話無線基地局の増設です。以上です。

議 長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：田中 通夫君

日程第13 報第104号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

50ページをご覧ください。報第104号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について 上記のことについて、別紙のとおり届出書の提出がありましたので報告するものです。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は3件です。いずれも発注者より届出のあったもので、国道432号菅原広瀬バイパス（2工区）総合交付金（改良）事業によるもので、期間は、既に着手していますが平成28年

4月10日から平成29年3月31日までとなっています。以上です。

議 長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：田中 通夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第22回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後3時10分)